補助金等収益	△17,566,716,260		
管理雑収入	△ 905,962,301		
資産見返補助金等戻入	△27,503,666,480		
財務収益	△25,030,965,739		
雑益	△ 30,395,763	△72,032,790,353	
業務費用合計			55,497,291,140
Ⅱ　損益外減価償却相当額			247,529,730
Ⅲ　損益外減損損失相当額			805,844,636
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			422,253
Ⅴ　引当外賞与見積額			△ 54,145,760
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			32,134,700
Ⅶ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	86,066,046		
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	6,580,715		92,646,761
Ⅷ　行政サービス実施コスト			56,621,723,460

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

1．有形固定資産の減価償却の会計処理方法

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、水資源開発公団から承継した償却資産については、承継時における当該資産の経済的若しくは機能的な実情を考慮して決定した耐用年数を採用しております。

また、事業用固定資産のうち構築物については、経済的な実情及び施設の特殊性を勘案し、自主的に算定した耐用年数を設定しております。

ダム	76年
用水路	34年～64年
堰等	47年～52年

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

2．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員の賞与については、補助金等により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除した金額を計上しております。

3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員への退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、役員への退職手当の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に一括費用処理しております。

4．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

受託業務支出金

個別法による原価法

6．債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって定額法により償却しております。

7．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成23年３月末利回りを参考に1.255％で計算しております。

⑵　政府又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

当該資金を政府借入金（財政融資資金）により調達したものと仮定した場合の利率（6.802～2.515％）で計算しております。

8．収益・費用の計上方法

⑴　本社管理費等の配賦方法

本社管理費等（先行投資的な本社管理費等を除く。）は各事業・業務に配賦するため、建設事業に対する配賦額は建設仮勘定に資産計上し、管理業務・受託業務に対する配賦額は収益が計上される事業年度に費用処理しております。

⑵　支払利息等の会計処理方法

長期借入金等の資金を充当して事業用固定資産を建設した場合、建設期間に対応する支払利息は建設仮勘定に計上し、負担者が負担する金額が確定したものについては割賦元金に振り替えて計上しております。

9．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

ただし、建設事業に係る控除対象外消費税については、建設期間中は長期前払消費税等として投資その他の資産に計上し、完了事業年度に一括費用処理しております。

また、管理業務に係る控除対象外消費税については、発生事業年度に費用処理しております。

10．資産見返負債の会計処理

資産見返負債の計上は、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令第４条の規定によっております。

（参考）

○独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令（平成15年国土交通省令第104号）

（補助金等の会計処理）

第４条　機構は、機構法第12条第１項第１号から第３号までの業務の実施に際し、機構法第21条第１項及び第22条第１項の交付金、機構法第23条、第25条各項、第26条第１項及び第27条の負担金並びに機構法第35条の補助金（以下この条において「補助金等」という。）をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産（独立行政法人会計基準において建設仮勘定に属する資産を除く。）の価額のうち当該補助金等の額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。